

# バリアフリーぐんま障害者プラン8

## 概要版

令和3年3月 策定  
令和6年3月 改定

### 本計画の位置づけ・計画期間

本計画は、障害のある人の自立や社会参加の支援等のための本県の施策の基本的な考え方や方向性を明らかにするとともに、障害福祉サービスや障害児通所支援の提供体制の確保、福祉的就労に関する工賃の向上に向けた取組等について定め、障害のある人のための施策の総合的な推進について定めるものです。

本計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間です。

### 基本理念

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域で共に暮らし、支え合い、安心して暮らすことができる共生社会の実現。

### 基本目標

- (1) お互いの理解の促進、共生社会の実現に向けた取組の推進
- (2) 自己決定の尊重、意思決定の支援、当事者本位の総合的支援
- (3) 安全で安心できる地域づくり

### 本計画とSDGsの対応

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するため、17の目標・169のターゲットが示されています。

本計画は、障害のある人が安心・安全に参加・活躍できる社会の実現につながるものとなるよう、SDGsの達成に資する取組として推進していきます。

<バリアフリーぐんま障害者プラン8を通じて貢献するSDGs目標>



# 障害者施策の展開（概要と主な取組）

3つの基本目標を達成するため、8つの施策体系及び当該施策体系ごとの事業類型を設定し、総合的・計画的な施策の推進を図る。

## （1）お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等

全ての県民が、共に支えあい安心して暮らしていくために、障害や障害のある人への理解を深めるための広報・啓発や交流の促進等を推進するとともに、障害を理由とした差別の解消や権利擁護の推進、虐待の防止に取り組んでいきます。

- ① お互いの理解の促進
- ② 障害を理由とする差別の解消の推進
- ③ 権利擁護の推進、虐待の防止

## （2）自立した生活の支援と意思決定支援の推進

意思決定支援の推進を図るとともに、総合的な相談支援及び障害福祉サービスを身近な地域で受けられる体制の整備を進めます。

- ① 意思決定支援と情報提供の推進
- ② 総合的な相談支援体制等の整備
- ③ 障害福祉サービス等の充実
- ④ 生活の安定と充実のための施策の推進
- ⑤ 福祉サービスを支える人材の育成・確保
- ⑥ 障害のある子どもへの療育支援
- ⑦ 発達障害のある人への支援

## （3）保健・医療体制の充実

障害や疾病等の早期に発見による予防や軽減を図るとともに、適切な保健・医療サービスを受けることができる体制整備を推進します。

- ① 保健事業の充実
- ② 医療及びリハビリテーションの充実
- ③ 精神保健・医療体制及び高次脳機能障害支援体制の整備・充実
- ④ 難病患者支援の充実
- ⑤ 保健・医療従事者の育成・確保

## （4）教育の充実

特別支援教育の充実を図りながら、特別支援教育の理念が県民全体に共有されるように努めます。

- ① 学校教育の充実
- ② 教育職員の専門性の向上

## (5) 文化芸術活動・スポーツ等の振興

障害のある人の文化芸術活動・スポーツ等を推進します。

- ① 文化芸術活動の推進
- ② 障害者スポーツの振興
- ③ 余暇・レクリエーション活動の充実

## (6) 雇用の拡大、就労の促進

職業能力の向上や企業とのマッチングの機会を提供するとともに、事業者の障害者雇用に関する理解を深め、一般就労を促進します。

- ① 雇用の拡大と職場への定着支援
- ② 職業能力の開発推進
- ③ 福祉施設からの就労と工賃向上

## (7) 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

情報アクセシビリティの向上を推進するとともに、意思疎通支援の充実や情報通信技術の進展等に対応した環境の整備を推進します。

- ① 情報アクセシビリティの向上
- ② 意思疎通支援の充実

## (8) 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備

障害特性に配慮した防災、防犯、交通安全、障壁（バリア）のないまちづくり等の取組とともに、利用しやすいバスや鉄道等の交通・移動手段の確保を図ります。

- ① 防災対策の推進
- ② 防犯対策・交通安全への配慮
- ③ 住まいの確保等
- ④ 円滑な交通・移動のための環境整備の推進
- ⑤ 福祉のまちづくり推進

### ＜新たな課題等への対応＞

国の新たな施策や社会環境の変化等に伴い、重点的に取り組んでいく必要のある課題等への対応について、本文の該当箇所にそれぞれ掲載しています。

- 新型コロナウイルス感染症やデジタル化に対応した障害福祉
- 障害児のための療育支援・重度障害児者のための支援
- 読書バリアフリーの推進に関する取組

# 障害福祉サービスの見込量・数値目標等

## (1) 7つの成果目標

### ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標

項目	目標
施設から地域生活へ移行する者の数(R5～R8の累計)	94人
施設入所者の削減数(R5～R8の累計)	88人
令和8年度末時点の施設入所者数	2,259人
県内全就労継続支援B型事業所の平均工賃月額	20,000円

### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標

(入院中の精神障害のある人の地域生活への移行等)

項目	目標
平均地域生活日数	325.3日以上
令和8年度末の早期退院率	入院後3か月経過時点
	入院後6か月経過時点
	入院後1年経過時点
令和8年度末の長期入院患者(1年以上の入院者)の数	65歳以上
	65歳未満

### ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に関する目標

項目	目標
地域生活支援拠点等の整及び機能の充実	令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、その機能充実のため、年1回以上、運用状況を検証及び検討
強度行動障害を有する人の支援体制の充実	令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、強度行動障害を有する人に関する状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関の連携による支援体制を整備

### ④ 福祉施設から一般就労への移行・定着に関する目標

項目	目標
福祉施設から一般就労への移行者数	268人
就労移行支援事業の一般就労への移行者数	173人
就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数	43人
就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数	56人
就労移行支援事業所のうち一般就労に移行した者	5割以上

割合が 5 割以上の事業所の割合 就労定着支援事業の就労定着率が 7 割以上の事業所 の割合	2 割 5 分以上
--	-----------

## ⑤ 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備に関する目標

項目	目標
児童発達支援センター	各市町村又は各圏域に 1 か所以上設置
保育所等訪問支援を活用した障害児の地域社会への参加・包容の推進	すべての市町村で推進体制を整備
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	各市町村又は各圏域に 1 か所以上確保
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス	各市町村又は各圏域に 1 か所以上確保
医療的ケア児等支援センターの設置	センターが医療的ケア児等の支援の総合調整を実施
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場	県、各圏域及び各市町村においてそれぞれ 1 か所以上設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	各市町村又は各圏域においてコーディネーターを配置
難聴児支援のための中核的機能を有する体制	県内で体制を確保
障害児入所施設に入所する児童に係る移行調整の協議の場の設置	移行調整の協議の場を必要に応じて開催し、関係機関が協力・連携して調整等を実施

## ⑥ 相談支援体制の充実・強化に関する目標

項目	目標
相談支援体制の充実・強化	令和 8 年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保
自立支援協議会の体制確保	自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な体制を確保
相談支援専門員の確保	令和 8 年度までに県内の指定特定相談支援事業所に所属する相談支援専門員の実人数を 424 人（常勤換算人数 345.3 人）以上とし、必要な計画相談支援の体制を確保

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関する目標

項目	目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築

(2) 障害福祉サービス等の必要見込量と確保策

① 障害福祉サービスの利用者数

- ・令和5年3月の障害福祉サービスの利用者数は、県全体で延べ約29,000人となっており、令和9年3月には、県全体で約36,000人が利用する見込み。
- ・これを踏まえ、今後の利用見込みに合わせて、事業所の確保を図っていく。

## 障害福祉サービスの利用者数（これまでの実績と今後の見込み）

### ■全体

区分	平成30年度 (H31.3)	令和4年度 (R5.3)	令和8年度 (R9.3)
障害福祉サービス利用者数	23,712	29,273	35,595



### ■主な障害福祉サービス（抜粋）

区分	サービス	平成30年度 (H31.3)	令和4年度 (R5.3)	令和8年度 (R9.3)
訪問系	居宅介護	2,039	2,061	2,281
	重度訪問介護	41	56	81
	行動援護	97	126	164
	重度障害者等包括支援	0	0	1
	同行援護	400	400	447
日中活動系	生活介護	4,283	4,502	4,795
	就労移行支援	492	385	476
	就労継続支援（A型）	591	845	1,081
	就労継続支援（B型）	2,958	3,973	4,838
	就労定着支援	47	97	128
	短期入所	477	440	613
居住支援系	自立生活援助	0	11	32
	共同生活援助 (グループホーム)	2,016	2,974	3,704
	施設入所支援	2,458	2,347	2,259
障害児支援	児童発達支援	900	1,738	2,395
	居宅訪問型児童発達支援	0	0	6
	放課後等デイサービス	2,644	3,788	4,867
	保育所等訪問支援	44	133	245
	福祉型児童入所支援	94	91	84
	医療型児童入所支援	50	54	55



(注) 利用者数は1ヶ月間の実利用者数（人／月）